平成30年6月1日 環境省 中国四国地方環境事務所

民間競争入札実施事業

「大山隠岐国立公園大山寺及び桝水高原集団施設地区公園施設維持管理、 情報提供等業務」の自己チェック資料

① 競争改善上のチェックポイントの対応状況

【業務の統合・分割について】

当該事業においては、大山周辺の専門的な知識を有する者が、施設の管理と運営を一体化することで、業務の効率化とサービスの向上及びコスト軽減を図ることを狙いとしており、業務を分離・分割することを前提としていない。

(理由)

- (1) 管理物件である対象施設が公園内に分散しており、施設管理と運営を一体的に行うことで、責任の所在を明確にすること。
- (2) 万一の緊急事態発生(施設の不具合や事故等)の際にも、速やかに対応できること。
- (3)登山情報をはじめ自然情報の双方を有する人材を確保することで、コスト面での負担を減らすことができる。

②更なる改善が困難な事情の分析

本業務は、業務内容の専門性や対象施設の立地条件から、実施可能な事業者が限定される状況となっており、今後も更なる改善は困難であると考える。詳細は以下のとおり。

(1) まとまりのある施設管理の必要性

市場化テストの対象となっている「大山情報館及び周辺施設」において、以下の業務を行っている。

- ①大山情報館の管理運営
- ②野営場(下山、豪円山)の管理運営
- ③公衆便所、駐車場の保守管理

上記の散在する施設をまとまりのあるものとし、施設管理と運営を一元化してサービスを提供することで、責任の所在を明確にしている。他方で、公園内に分散する施設管理と運営のために必要最低限のスタッフで対応しており、1人のスタッフが複数の業務を兼務していると

ころである。

(2)業務の専門性

当該施設の管理運営業務に際しては、自然環境及び登山情報に関する専門情報を有する人材を確保する必要性がある。自然環境の保護という観点から大山地区の自然環境の基本的な情報及び四季の変化状況の情報に加えて、公園内の位置や希少性に関する情報のほか、登山道や周辺の道路状況等、利用者のニーズに対応して、リアルタイムに正確な情報を提供しなければならない。特に、登山情報等は利用者の安心・安全に関わることであり、地方自治体(県や市町村)等との連携をはじめ、幅広い人的ネットワークを通じて提供しているという特殊性がある。

(3) 地理的な特性

管理対象施設は、大山隠岐国立公園の大山地区一帯に散在しているものであり、登山、キャンプ、自然探勝、スキーなどのレジャー客が主要都市から自家用車などの交通機関を利用して集まる地域であるが、JR米子駅からバスで約50分を要するというアクセスが不便な地域である。このような地理的環境から、新規事業者において人材確保が難しく、また地元の協力者を確保することも困難である。

以上の3つの特殊要因から、事業の実施可能な事業者が限定されており、今後も更なる改善は困難であると判断している。

<参考情報>

① 対象業務開始 平成 15 年から、「自然公園財団」との随意契約によって管理運営業務を開始 随意契約の理由 「自然公園財団」が、国立公園利用者から協力金を徴収し、大山国立隠岐公園周辺地 域においては、管理施設であるビジターセンター(大山情報館)、園地、登山道、トイレ、駐車場を運営するために設立された組織であることによる。

② 当該法人設立 昭和54年6月29日「財団法人 自然公園美化管理財団」

③ 名称変更 平成14年「財団法人 自然公園財団」、平成18年度から「一般競争入札」実施

④ 一般法人移行 平成23年4月1日「一般財団法人 自然公園財団」